

## 令和2年第9回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年9月28日(月) 午前9時00分～11時30分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎別館防災センター2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、中村主任

議事録署名委員 (2番 外菌 健藏 委員 ・ 3番 西 美香 委員)

### ○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について

日程第2 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件)について

日程第3 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(5件)について

日程第4 議案第47号 農用地利用集積計画案(3件)について(新規3件)

日程第5 議案第48号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規12件)について

## 会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。ただ今から令和2年第9回農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 どうもありがとうございました。それでは、令和2年第9回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が行うことになっております。会長、よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、私のほうで進めさせていただきます。よろしく申し上げます。まず、事務局より農業委員の出席状況の報告をお願いします。
- 局長 農業委員の定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名、全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3人の方々も全員出席されております。
- 議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行して参ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 それでは今回の議事録署名委員は、2番外菌健蔵委員、3番西美香委員をお願いします。  
ただ今から議事に入ります。日程第1、報告議案第16号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 大里主査 1ページをお願いします。日程第1、報告議案第16号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知」は2件2筆1,328㎡です。  
この2件は、農地の傾斜が作物に合わないため、契約を終了したいとのことです。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようでございますので、日程第1、報告議案16号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について」は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、日程第1、報告議案16号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について」は報告のとおり受理することで決定しました。

議長 次に、日程第2、議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

大里主査 2ページをお願いします。日程第2、議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今月の申請は4件です。4件とも譲受人は、全農地を耕作しております。それでは、No.1について、ご説明申し上げます。

譲受人が譲渡人の所有する農地を贈与にて譲り受けたいという申請です。譲受人と譲渡人は、いとこ同士とのことです。

今回の申請地は農用地区域内農地で、3筆、3,156㎡であります。譲受人の経営面積は13,585㎡となり下限面積を超えます。

調査は【正】を蓑手委員、【副】を福菌委員にお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長 次に、調査員の報告をお願いします。

蓑手委員 8番蓑手です。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の所有権移転の実態調査をしましたので報告します。

9月23日水曜日、午前8時20分から、現地で譲受人の立会いを求め、福菌委員と私が調査を実施しました。位置図は資料2ページ、3ページを参照ください。

譲受人は現在135aの田畑で水稻や野菜栽培をされており、地域農業をリードする一人として活躍されておられます。申請地3筆は譲渡人から7～8年前から借りて水稻とカボチャ、馬鈴薯などの野菜類を栽培しているとのことです。

労働力は2人で、自宅からの通作距離は500m前後の位置にあります。農業機械類はトラクター、コンバイン、乾燥機、田植え機、動力噴霧器、管理機、草刈り機械など農作業に必要な施設機械道具類は一通り揃えておられます。私どもの調査では譲受人は、労力、施設とも十分あり耕作すると認められると判断しました。皆さまのご審議方を

お願いいたします。

議長                    ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

大里主査                4ページをお願いします。No.2についてご説明申し上げます。譲受人が借りて耕作をされておりましたが、今回購入してもらいたいと打診があり、譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。

2筆 610㎡で、申請地は農用地区域外農地です。調査は【正】を松田委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長                    次に、調査員の報告をお願いします。

松田委員                6番松田です。No.2について報告します。

9月25日金曜日、午前9時20分より、代理人の行政書士、譲受人立会いのもと、前田委員と私の4名で申請のあった土地を調査いたしました。申請地については、4ページ、5ページをご覧ください。

譲渡人の土地を譲受人が購入して野菜作りを行うとのことです。この申請地は、農用地区域外農地であり、譲受人は、水稻や野菜など14a以上耕作しています。労働力は3人、農機具等も、トラクター、管理機、草刈り機等であるそうです。また、自宅は目の前で、申請地については譲受人が耕作しています。

調査した結果、何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。次にNo.3について、事務局の説明をお願いします。

大里主査                No.3、No.4は隣り合う2筆で譲受人が同じ方ですので、一緒にご説明申し上げます。

6ページをお願いします。No.3について、ご説明申し上げます。

譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。譲受人と譲渡人は親戚関係にあるようです。1筆 162㎡で、今回の申請地は農用地区域外農地です。

8ページをお願いします。No.4について、ご説明申し上げます。

譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。1筆 127㎡で、今回の申請地は農用地区域外農地です。

No.3の農地だけでは、耕作するのに狭かったので、隣の農地の地主さんに相談したとのことです。

2筆合わせて 289㎡になります。譲受人の住所は鹿児島市ですが、

住まいもいちき串木野市内にあり、いちき串木野市内で耕作されている方です。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 次に、調査員の報告をお願いします。

樋ノ口委員 7番樋ノ口です。No.3、No.4について報告します。

9月23日、9時から行政書士と古賀委員と私3人で現地を調査してきました。場所は6ページ、7ページをご覧ください。申請地は農用地区域外農地です。受人は30a以上の田・畑の耕作者です。申請地は受人が耕作し、カボチャ、サツマイモ等野菜を植えるとのこと。労働力は2人です。農機具も一式揃っているとのこと。自宅からの距離は300mです。現在は、雑草の状態ですが、草払いし耕耘すると元に戻る状態です。一部駐車スペースを作って農作業をするとのこと。

次にNo.4について報告します。場所は、8ページ、9ページをご覧ください。譲受人の内容は一緒です。申請地の東が宅地で車庫があります。境界にはブロックを積み、土が流れない様にし、また、道路にも大雨等による水、土の流出を防ぐ対応をとるとのことです。

調査の結果、耕作すると見てきました。審議方よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明と、現地の調査報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。

まず、No.1について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、No.2について何かご質疑ございませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、No.3について何かご質疑ございませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、No.4について何かご質疑ございませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようでございますので、日程第2、議案45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請4件について」は申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、日程第2、議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請4件について」は申請のとおり許可することといたします。

議長

次に、日程第3、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議案とします。今回の申請は5件であります。事務局の説明、その後、調査委員からの調査・報告をお願いし、5件全ての説明が終わった後に質疑に入りたいと思います。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、No.1について、説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

申請人は現在、借家住まいであるため、申請地を譲り受けて、自宅を建築したいための申請であります。なお、今回の申請は、申請地の隣接地〇〇、宅地231.78㎡との一体利用申請であります。後ほど、調査委員報告があると思いますが、始末書が提出されていることを報告しておきます。申請地は第3種農地で、第一種中高層住居専用地域にあります。調査員は、【正】を西委員、【副】を久木山員にお願いしてあります。

議長

ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員

3番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請について調査報告をいたします。9月23日、午前8時半から行政書士立会いのもと、久木山委員と私で調査いたしました。資料の10ページ、11ページをご覧ください。申請地は第3種農地で、第一種中高層住居専用地域となっています。周囲は、北側・西側は道路、東側・南側は宅地です。当土地は地目が畑ですが、所有者が畑であることを知らず、雑草対策のため、砂利を敷いてあり、一緒に始末書が提出されています。

周辺は宅地化が進んでおり周囲に影響は無いと思われまます。転用の目的は、現在借家住まいであるため、申請地を譲り受け隣接地、〇〇と一体利用して自宅を建築したいとのことです。

資金調達は銀行融資で、融資証明書が添付されています。用水計画は公共上水道、雨水は水路放流、汚水・生活排水は合併処理浄化槽で処理します。被害防除計画書・誓約書等添付されており、何ら問題ないと思われまます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。続きまして、No.2について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任

No.2について説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

申請人は現在、借家住まいで手狭になったため、今回、申請地を譲り受けて、自宅を建築したいための申請であります。申請地は第3種農地で、麓地区区画整理事業内で、第一種中高層住居専用地域にあります。今回の申請での通路については、持分5分の1であります。

調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 7番樋ノ口です。農地法第5条第1項の規定による許可申請について調査報告をいたします。

9月23日、9時20分から、行政書士と古賀委員と私で調査いたしました。

受人は借家住まいで、手狭なため今回、申請地に自宅を建築したいとのことです。農地は第3種農地で、第一種中高層住居専用地域にあります。場所は、12ページ、13ページをご覧ください。

周辺に対しては、被害防除計画書、誓約書、他書類を提出され、東側が宅地・道路、西側が宅地、南側が宅地、北側が宅地です。建築資金は、銀行融資です。生活污水の水回りは、用水は公共上水道、雨水は水路、生活排水は合併処理浄化槽で処理します。

許可次第、速やかに着工したいとのことです。私たちの見たところでは、問題ないと見てきました。皆様方の審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.3について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 No.3について、説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。申請人は、再生可能エネルギーによる発電事業をビジネスとして取り組むため、太陽光発電施設として活用するために、農地を転用したいという申請であります。

申請地は第2種農地です。その他の農地で、他のいずれの要件にも該当しない農地であります。なお、代替地として、〇〇、畑1701㎡も候補地として比較検討し、今回申請した箇所を選択したとのことであります。調査員は、【正】を松田委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 6番松田です。No.3について報告します。9月25日金曜日、午前9時40分より代理人の行政書士立会いのもと、前田委員と3名で調査をいたしました。申請場所は、14ページ、15ページをご覧ください。

譲受人は東京の会社で申請地を購入して、太陽光発電施設を設置したいということです。申請地は第2種農地で、現在耕作はされていません。

被害防除等においては、東側は耕作されていない田と宅地、西側は道路・田、南側は宅地・道路と耕作されていない田、北側は水路を挟んで雑

種地です。隣接する西側の田は耕作されていますが、パネルの高さが 180 cmとのことで、日照・通風共に影響はないと思います。雨水は自然流下、パネルを設置する周囲にフェンスを設置。資金は全額を融資で行い許可後に着工するとのことです。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、融資証明等書類も添付されております。私共の調査では何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。続きまして、No.4 について事務局の説明をお願いいたします。

中村主任              No.4 について、説明いたします。16 ページ、17 ページをお開きください。

申請人は現在、借家住まいで、手狭になったため、申請地を譲り受けて、自宅を建築したいための申請であります。

申請地は第3種農地です。都市計画用途地域内にあり、第一種中高層住居専用地域にある農地です。調査員は、【正】を蓑手委員、【副】を福菌委員をお願いしてあります。

議長                    ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員              8番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4 についての調査をしましたので報告します。

9月23日水曜日、午前9時から、現地で譲受人の代理人の行政書士の立会いを求め、福菌委員と私が調査を実施しました。位置図は、資料16ページ、17ページを参照ください。

申請の農地は、第3種農地、第一種中高層住居専用地域で、転用の目的は、譲受人が現在借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて自宅を建築するとのことです。申請地の周囲は、住宅と三方道路に面しており問題はないと思います。

目的の確実性については、銀行の融資証明書が添付されており、許可を受け次第年内着工する予定とのことです。

用水は公共上水道、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用し、雨水排水は北側の市道水路へ放流するとのことです。付近の状況、被害防除対策は、北側東側南側三方は道路に面し、西側は住宅になっております。ほぼ現状のブロックを利用し20cmほど盛り土し、北側の道路に面した部分に新たにブロック積みをして造成するとのことです。被害防除計画書、誓約書が添付されております。

私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。



議長                    ありがとうございます。続きまして、No.5 について事務局の説明  
をお願いいたします。

中村主任                No.5 について、説明いたします。18 ページ、19 ページをお開きく  
ださい。

申請人は現在、借家住まいで、手狭になったため、申請地を譲り受  
けて、申請地に自宅を建築したいための申請であります。申請地は第3種  
農地であります。都市計画用途地域内にあり、第一種中高層住居専用  
地域に位置している農地であります。

調査員は、【正】を西委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。

議長                    ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員                    3番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請について調査  
報告いたします。9月23日午前9時から、行政書士立会いのもと、久  
木山委員と私が調査を実施いたしました。資料の18から19ページを  
ご覧ください。申請地は第3種農地で、第一種中高層住居専用地域  
です。

周辺は北側が通路、南側が宅地、東側は畑ですが、登記簿上は田  
です。西側は道路で、東側の畑も管理のみされています。

転用の目的は、現在借家住まいの為、申請地を譲り受けて自宅を  
建築したい為、許可後速やかに着工したいとのことです。

資金調達は銀行融資で、融資証明書が添付がされています。用水  
計画は公共上水道、雨水は水路へ放流。汚水・生活雑排水は合併  
処理浄化槽で処理します。造成計画として、切り土を0.8m行  
います。周辺への措置として、擁壁を設け、緑地・緩衝地を  
設けます。被害防除計画書、誓約書等添付されており、何ら  
問題ないと思っておりますが、ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

議長                    ありがとうございます。ただ今、事務局及び調査員からの5  
件の調査、報告が終わりました。それでは、これより質疑  
に入ります。

まず、No.1 について、何かご質疑ございませんか。

議長                    始末書についての理由をもう一度お願いします。

西委員                    以前農地と知らずに、お母様の家が建築されており、平成28  
年度に解体したとのことです。その後雑草対策のため砂利を敷  
いたとのことです。

議長                    他に、ご質疑ありませんか。無いようですので、続き  
まして、No.2 に

ついて、何かご質疑ありませんか。

議長 無いようですので、続きまして、No.3 について、何かご質疑ありませんか。

樋ノ口委員 太陽光は全体に設置されるのですか。

松田委員 中央部分だけであります。

議長 ○○には、石積がしてあり、対象地の側面側には、パネルを設置せず、管理地とするとのこと。

議長 他に、ご質疑ありませんか。無いようですので、続きまして、No.4 について、何かご質疑ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、続きまして、No.5 について、何かご質疑ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、日程第3、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請5件について」許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、日程第3、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請5件について」は申請のとおり許可することといたします。

議長 次に、日程第4、議案第47号「農用地利用集積計画案（3件）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

大里主査 日程第4、議案第47号「農用地利用集積計画案」であります。資料の20ページをご参照ください。9月分の農用地利用集積計画案は、3件4筆1,552㎡で、新規が3件です。借人は、所有農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で、括弧書きの方は亡くなっていらっしゃる方で、利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してあります。

議長 ただ今説明がありました。今回は3件、4筆であります。借人の現在の農地の耕作状況は全て耕作されているとのこと。条件に合致しているようです。何か、皆様の方からご質疑ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長 無いようですので、日程第4、議案第47号「農用地利用集積計画案（3件）について」は、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」呼ぶ者あり）

議長 無いようですので、日程第4、議案第47号「農用地利用集積計画案（3件）について」は申請のとおり決定することといたします。

議長 次に、日程第5、議案第48号「農用地利用集積計画案（一括方式）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

大里主査 日程第5、議案第48号「農用地利用集積計画案（一括方式）」であります。資料の21ページをご参照ください。9月分の農用地利用集積計画案（一括方式）は農地中間管理事業分で、12件22筆25,161㎡で、新規12件です。借人は、所有農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で、括弧書きの方は亡くなっていらっしゃる方で、利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してあります。

議長 ただ今説明がありました。農地中間管理事業に係る一括方式の計画書になります。何か皆様の方からご質疑ありませんか。

議長 1から11番の〇〇さんは、新規となっているが、今まではどのようになっていたのですか。

大里主査 利用権は設定しておりましたが、今回から農地中間管理事業に切り替えることになります。

議長 他にご質疑ありませんか。無いようですので、日程第5、議案第48号「農用地利用集積計画案（一括方式）について」は、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」呼ぶ者あり）

議長 無いようですので、日程第5、議案第48号、農用地利用集積計画案（一括方式）については申請のとおり決定することといたします。

議長 以上で今月の総会は終了します。

## 議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_